

第4節 土砂災害防止計画

関係機関 総務部総務課・農林課・道路河川課・消防本部

市は、土砂災害を未然に防止するため、関係機関と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、地域住民への周知徹底に努める。

また、災害発生時において円滑に避難活動等を実施できるよう、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

第1 地すべり対策

1 地すべり危険箇所の把握

(1) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所とは、過去に地すべりが発生、又は地形、地質等により地すべりのおそれがあるとされた箇所である。

市内にある地すべり危険箇所は、次のとおりである。

(平成16年3月31日現在)

番号	箇所名	河川名			所在地			区域指定 有 無
		水系名	幹線名	溪流名	市	町	大字	
1	大谷池北				和泉市	上代町		
2	若 檜	大津川	松尾川	松尾川支溪	和泉市		若 檜	有
3	春 木	大津川			和泉市		春 木	有

(2) 地すべり防止区域

地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条に基づき指定された区域は、次のとおりである。

(平成16年3月31日現在)

番号	地域名	所在地	面積	指定年月日	保全人家戸数
1	若 檜	和泉市若檜町	8.05ha	平成4年5月28日	21
2	春 木	和泉市春木町	5.21ha	平成5年3月25日	25

2 対策事業の整備等

(1) 市は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。

(2) 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

(3) 市は、府及び関係機関と連絡を密にして、地すべり防止区域・地すべり危険箇所での地すべり対策事業の実施を推進する。

(4) 府、地方整備局は地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発の原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。

第2 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険区域

本市の、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に基づき指定された危険区域は資料編に掲載のとおりである。

2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所()とは、崩壊するおそれのある急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設に危険が生じるおそれのある土地の区域をいう。また、前述の地形を有し対象人家が1戸以上5戸未満の土地の区域を急傾斜地崩壊危険箇所()、人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域を急傾斜地崩壊危険箇所()（急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面）という。

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編に掲載のとおりである。

3 対策事業の整備等

- (1) 市は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努めるものとする。
- (2) 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、府及び関係機関と連絡を密にし、急傾斜地崩壊危険箇所での崩壊防止工事の実施を推進する。

第3 土石流危険渓流等対策

1 土石流危険渓流の箇所

土石流危険渓流の被害の生じるおそれがある土石流危険渓流()とは、土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を及ぼすものをいう。また、1戸以上5戸未満の人家に被害を及ぼすおそれがあるものを土石流危険渓流()、人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれるものを土石流危険渓流()（土石流危険渓流に準ずる渓流）という。

2 土石流危険渓流の把握

- (1) 市は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努めるものとする。
- (2) 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努めるものとする。

本市にある土石流危険渓流は、資料編に掲載のとおりである。

第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域）等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進するものとする。

1 警戒避難体制等

市は、府が指定した土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるよう努めるものとする。

第5 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林

で、その危害が人家又は公共施設に直接及びおそれのある地区をいう。

また、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」の把握・周知に努めるものとする。

本市にある山地災害危険地区は、資料編に掲載のとおりである。

第6 宅地防災対策

人口増加による丘陵地等における宅地開発に伴い、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の規定により、必要な行政指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努めるものとする。

本市で指定されている宅地造成工事規制区域は、3,998ha（平成14年4月1日現在）である。

第7 警戒体制等の整備

1 避難体制の整備

市は、住民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

(1) 危険区域（箇所）の周知

土砂災害に係る危険箇所について、防災マップ・パンフレット等の作成、配布等により地域住民に周知するものとする。

(2) 自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

2 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検の実施

市は、関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施し、当該危険区域（箇所）についての的確に把握するものとする。

3 情報収集及び伝達体制の整備

市は、気象予・警報等の気象情報の収集に努めるとともに、地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。

なお、高齢者、障害者等に対する情報伝達にも十分配慮する。

4 避難路等の整備

(1) 市は、危険区域（箇所）ごとの範囲、人口、世帯数（老人ホーム、児童養護施設等の有無、災害時要援護者の人数）等についてあらかじめ実態を把握し、関係住民が安全に避難できるよう避難路、避難場所を選定するとともに、関係住民に周知するものとする。

(2) 避難路、避難場所の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア がけ崩れ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと。

イ 洪水氾濫等の水害を受けるおそれのないこと。

ウ 危険区域の人家からできるだけ近距離にあること。

5 防災知識の普及

市及び関係機関は、地域住民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努めるものとする。

資料編 急傾斜地崩壊危険箇所（ ）一覽
急傾斜地崩壊危険箇所（ ）一覽
急傾斜地崩壊危険箇所（ ）(急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面)一覽

土石流危険溪流（ ）一覽
土石流危険溪流（ ）一覽
土石流危険溪流（ ）(土石流危険溪流に準ずる溪流)一覽
山地災害危険地区一覽
土砂災害用語の定義